

令和 6年度第15号 答 申

第 1 審議會の結論

名古屋市会議長（以下「実施機関」という。）が、第 2 に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った不開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求に係る経緯

1 令和 5年 5月 8日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年
名古屋市条例第56号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対して、
以下に掲げる保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）に係る開
示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

〇〇年〇月〇日に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を、〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇した罪で懲戒免職された本人に関する事項

- ・〇〇年〇月〇日に、自ら市役所へ赴き、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の職員に依頼した、本懲戒免職に対する調査等に関する全文書
さらに、依頼した文書に関する全文書（文書記録簿等）
- ・〇〇年〇月以降、名古屋市長河村たかし、〇〇区選出の〇〇市会議員等、同法人出向解除者等の複数の名古屋市職員等に依頼した、本懲戒免職に対する調査等に関する全文書
さらに、依頼した文書に関する全文書（文書記録簿等）
- ・同法人を所管する愛知県の担当部署の職員に依頼した本懲戒免職の調査等に関する全文書
さらに、依頼した文書に関する全文書（文書記録簿等）
- ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇をはじめ、あまたのマスコミ関係者等に協力を求めた本懲戒免職に関する取材等に関する回答等に関する全文書
さらに、取材等を記録した文書に関する全文書（文書記録簿等）
- ・名古屋市と同法人の管理委託契約に従い、同法人が名古屋市に提出した全文書のうち、本懲戒免職に関する全文書
- ・上記以外の本懲戒免職に関する全文書
- ・不当利得である、〇〇〇〇本人に対する未払い賃金、退職金及び解雇予告手当の税法上の処理など、経理処理に関する全文書
（かかる不当利得に対して発生した利息等を含む。）
（かかる不当利得及びそれに対して発生した利息等に対して同法人が名古屋市／愛知県に提出した全関係文書を含む。）
（かかる不当利得及びそれに対して発生した利息等に対して同法人が、税務署等、行政機関等（名古屋市／愛知県を除く。）に提出した全文書を含む。）

さらに、かかる文書に関する全文書（文書記録簿等）

- 2 同月26日、実施機関は、本件開示請求に対して、次の理由で不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査求人に通知した。

本件保有個人情報を作成又は取得していないことから、開示の対象となる保有個人情報が存在しないため

- 3 同年 8月16日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市会議長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

保有個人情報不開示決定取り消し裁決を求む。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

公の施設の管理監督事務、出資法人の監査事務等により当然に取得済みの情報であるため

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明はおおむね次のとおりである。

1 本件保有個人情報について

(1) 本件保有個人情報は、審査請求人本人が、公益財団法人名古屋市文化振興事業団（以下「本件法人」という。）を懲戒免職されたことに関する保有個人情報である。

(2) 実施機関における所掌事務は、名古屋市会事務局処務規程（昭和25年市会達第 1号）に規定される課ごとに定められており、各課においては当該所掌事務に必要な範囲で個人情報を保有することとなる。当該課における所掌事務ではない事務に係る個人情報が記載された文書については、受領をせず返戻する、当該所掌事務を所掌する局区等へ転送するなどの対応をとることが想定される。念のため、本件開示請求を受け実施機関内において探索を行ったが、本件保有個人情報は存在しなかった。

2 実施機関において想定される所掌事務について

(1) 実施機関において本件保有個人情報を保有することが想定される所掌事務としては職員の人事に係る事務（以下「人事に係る事務」という。）、

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第 244条第 1項に規定する公の施設の管理に係る事務（以下「施設の管理に係る事務」という。）、自治法第 221条第 3項に規定する出資法人等（本市の地方独立行政法人を除く。以下同じ。）に係る事務及びこれらの事務の監査に係る事務（以下「出資法人に係る事務」という。）がある。

(2) 人事に係る事務について

実施機関の所掌事務となる職員の人事とは、本市の職員の人事を指し、本件法人を含む法人等が採用する職員の人事に係る事項は含まれない。実施機関において確認したところ、審査請求人が本市の職員として在籍していた事実は認められなかった。本件法人を含む法人等が採用する職員の保有個人情報を、その人事及び経理に関するものを含め作成又は取得すべきとする規程はなく、本件保有個人情報は実際に作成も取得もされていない。

(3) 施設の管理に係る事務について

普通地方公共団体は公の施設の管理を指定管理者に行わせることができ、事務報告書を当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならないこととされている。しかし、実施機関においては、平成23年度から開示請求日までの間に公の施設に係る事務をその指定に係るものを含めて行っていない。そのため、実施機関においては、本件法人が管理を行う公の施設の管理に係る事務に関する保有個人情報を、その人事及び経理に関するものを含め作成又は取得すべきとする規定はなく、本件保有個人情報は実際に作成も取得もされていない。

(4) 出資法人等に係る事務について

出資法人等は、名古屋市情報公開条例（平成12年条例第65号）第37条の規定に基づく出資法人等の情報公開の推進に関する要綱の中で、当該出資法人等の役員名簿をはじめとする資料を、当該出資法人等を所管する課等の長に提出することとされている。

しかしながら、実施機関においては、平成23年度から開示請求日までの間に出資法人等に係る事務を行っていない。そのため、実施機関においては、本件法人を含めた出資法人等に関する事務に係る保有個人情報を、その人事及び経理に関するものを含め作成又は取得すべきとする規定はなく、本件保有個人情報は実際に作成も取得もされていない。

第 5 審議会の判断

1 争点

実施機関が本件保有個人情報を不存在とした本件処分の妥当性が争点とな

っている。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように名古屋市会（以下、市会という。）が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、市会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することである。そして、このような目的を達成するためには、市会が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

したがって、当審議会は、この条例の原則開示の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件保有個人情報について

- (1) 本件保有個人情報は、〇〇年〇月〇日に本件法人を、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇した罪で懲戒免職された本人に関する情報である。

本件法人は本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者であり、本市の出資する法人である。

- (2) 実施機関が本件保有個人情報を保有することが想定される所掌事務は、人事に係る事務、施設の管理に係る事務及び出資法人に係る事務である。なお、審査請求人が本市の職員として在籍し、本件法人へ派遣されるなどにより、本件法人の業務に従事していた事実は認められなかった。

4 本件処分の妥当性について

- (1) 審査請求人は、本件保有個人情報について公の施設の管理監督事務、出資法人の監査事務等により当然に取得済みの情報であることから、本件保有個人情報があるはずと主張しているため、この点について判断する。

- (2) 実施機関は、審査請求人の主張に対し、以下のとおり説明している。

ア 実施機関における所掌事務は、規程により定められており、所掌事務に必要な範囲で個人情報を保有し、所掌事務ではない事務に係る個人情報が記載された文書については、受領をせず返戻する、または所掌する実施機関へ転送するなどの対応をとることが想定される。

イ 実施機関が、本件保有個人情報を保有することが想定される所掌事務である人事に係る事務において、本件保有個人情報を作成又は取得すべきとする規程はない。また、施設の管理に係る事務及び出資法人に係る事務については、平成23年度から開示請求日までの間に行っていない。そのため、実施機関においては、本件保有個人情報を保有していない。

ウ さらに、本件開示請求を受け実施機関内において探索を行ったが、本件保有個人情報には存在しなかった。

(3) 上記 (2) の実施機関の主張について、審査請求人は具体的に何も主張していないほか、これを覆すに足る特段の事情も認められない。

(4) 以上を踏まえると、本件保有個人情報を保有していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

5 したがって、本件保有個人情報は不存在であることを理由として行った各実施機関による不開示決定は妥当であると言える。

6 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年11月22日	本件審査請求に係る諮問書の受理
12月21日	本件審査請求に係る弁明書の受理
令和 6年 1月10日	弁明書に対する反論があるときは反論意見書の提出を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
令和 6年11月15日 (令和 6年度第 8回)	調査審議
令和 6年12月20日 (令和 6年度第 9回)	調査審議
令和 7年 1月24日	答申